



# 宮 崎 県 公 報

令和6年2月1日(木曜日) 第479号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 44,400円

## 目 次

### 告 示

○生活保護法に基づく介護機関の指定……………(福祉保健課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称の変更( “ ) 1	
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更……………( “ ) 1	
○生活保護法に基づく施術者の指定……………( “ ) 2	
○生活保護法に基づく指定施術者の施術所の所在地の変更……………( “ ) 2	
○指定障害福祉サービス事業の廃止……………(障がい福祉課) 2	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知……………(自然環境課) 2	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 2	
○道路の供用の開始……………( “ ) 3	

### 公 告

○保安林の皆伐面積の限度……………(自然環境課) 3
○土地改良区の役員の就退任の届出(2件) ……(農村整備課) 3
○県営土地改良事業の工事の完了……………( “ ) 4
○くろまぐろ(小型魚)に関する令和5管理年度 における知事管理漁獲可能量の変更……………(漁業管理課) 4
○公共測量の実施の通知(4件) ……(管理課) 5
○公共測量の終了の通知……………( “ ) 5
○都市計画の変更図書の写しの縦覧……………(都市計画課) 5
○宅地建物取引業者に対する監督処分……………(建築住宅課) 5
<b>海区漁業調整委員会告示</b>
○宮崎海区漁業調整委員会が保有する個人情報の 保護等に関する規程の一部を改正する告示……………6
<b>雑 報</b>
○令和5年度行政書士試験の合格者について……………6

## 告 示

### 宮崎県告示第56号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社M S G	鹿児島県鹿児島市西田2丁目26-10サーパス西田 903号	ホルン調剤 薬局	児湯郡新富町富田3丁目55番地	令和5年 12月4日

### 宮崎県告示第57号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合資会社 あつまろ 会	小林市水流迫 625 番地12	スクラム ・テン	小林市細野4420番 地1

### 2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
合資会社スクラム・テン	スクラム・テン	平成23年 6月1日

### 宮崎県告示第58号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合資会社 あつまる 会	小林市水流迫 625 番地12	スクラム ・テン	小林市細野4420番 地 1

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
小林市水流迫 625番地12	小林市細野4420番地 1	平成23年 6月 1日

宮崎県告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和6年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

氏名及び 施術所の名称	所 在 地	指定年月日
後藤 雄二 こころ延岡はりき ゅう治療院	延岡市恒富町4丁目 1 47番地	令和5年12月21日

事 業 所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4510400387	喜（よろこび）	日南市大字吉野方 5655番地 4	社会福祉法人つよし し会	日南市大字風田35 85番地	令和6年3月31日	生活介護

宮崎県告示第62号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和6年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 延岡市・えびの市・西諸県郡高原町（以上二市一町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
延岡市・西諸県郡高原町（以上一市一町について次の図に

宮崎県告示第60号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 届出をした指定施術者の氏名並びに施術所の名称及び所在地

氏名及び 施術所の名称	所 在 地
安部 亮兵 結び整骨院	日向市伊勢ヶ浜39番地 2

2 届出事項

施術所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
日向市北町 1 - 109 匠ビル	日向市伊勢ヶ浜39番 地 2	令和5年11月 1日

宮崎県告示第61号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和6年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び関係農林振興局並びに関係市役所及び高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第63号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年2月1日から同年同月15日まで宮崎

県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
207	県道	岩戸延 岡線	延岡市宮長 町71番45地 先から同市 同町71番1 地先まで	旧	23.7～ 26.0	12.3
				新	23.7～ 33.8	12.3

宮崎県告示第64号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年2月1日から同年同月15日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延 岡線	延岡市宮長 町71番1地 先から同市 同町71番1 地先まで	令和6年2月1日

公 告

保安林の令和5年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

令和6年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川	水源かん養保安林	719.98
北川	土砂流出防備保安林	94.92
北川	干害防備保安林	1.84
五ヶ瀬川	水源かん養保安林	2,429.30
五ヶ瀬川	土砂流出防備保安林	200.89
五ヶ瀬川	干害防備保安林	14.65
五ヶ瀬川	魚つき保安林	1.86
五ヶ瀬川	保健保安林	5.62
五十鈴川	水源かん養保安林	1,186.08
五十鈴川	土砂流出防備保安林	4.55
五十鈴川	干害防備保安林	26.22

五十鈴川	保健保安林	0.22
耳川	水源かん養保安林	2,027.60
耳川	土砂流出防備保安林	118.98
耳川	干害防備保安林	0.38
小丸川上流	水源かん養保安林	263.61
小丸川上流	土砂流出防備保安林	25.32
小丸川上流	干害防備保安林	0.06
一ツ瀬川	水源かん養保安林	2,888.22
一ツ瀬川	土砂流出防備保安林	136.52
一ツ瀬川	干害防備保安林	4.30
一ツ瀬川	保健保安林	3.58
小丸川下流	水源かん養保安林	1,009.97
小丸川下流	土砂流出防備保安林	28.78
小丸川下流	干害防備保安林	2.67
小丸川下流	保健保安林	6.74
川内川上流	水源かん養保安林	654.46
川内川上流	土砂流出防備保安林	67.20
川内川上流	防風保安林	0.46
川内川上流	干害防備保安林	19.83
大淀川本流	水源かん養保安林	1,448.00
大淀川本流	土砂流出防備保安林	169.35
大淀川本流	土砂崩壊防備保安林	0.04
大淀川本流	防風保安林	0.68
大淀川本流	干害防備保安林	14.66
大淀川本流	保健保安林	5.44
本庄川	水源かん養保安林	1,503.14
本庄川	土砂流出防備保安林	12.12
本庄川	防風保安林	0.12
本庄川	干害防備保安林	2.44
本庄川	保健保安林	7.32
大淀川中流	水源かん養保安林	1,355.27
大淀川中流	土砂流出防備保安林	62.91
大淀川中流	干害防備保安林	2.80
広渡川	水源かん養保安林	1,236.81
広渡川	土砂流出防備保安林	167.33
広渡川	干害防備保安林	1.70
広渡川	保健保安林	0.28
福島川	水源かん養保安林	435.51
福島川	土砂流出防備保安林	14.50
福島川	干害防備保安林	2.78

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、宮崎市南部土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	矢野昭信	宮崎市大字熊野 10416番地

(任期：令和7年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	野 浪 義 人	宮崎市大字熊野 10430番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、宮原堰土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 友 一 郎	延岡市北川町長井4009番地
理 事	岩 佐 正 文	延岡市北川町長井1137番地2
理 事	黒 木 清 旨	延岡市北川町長井 287番地8
理 事	藤 野 金 造	延岡市北川町長井 396番地
理 事	河 野 公 正	延岡市北川町長井4368番地
理 事	安 藤 幸 輝	延岡市北川町長井3974番地8
理 事	黒 田 博 道	延岡市北川町長井5521番地
理 事	木 本 一 男	延岡市北川町長井5565番地84
理 事	甲 斐 君 博	延岡市北川町長井5372番地
理 事	岩 倉 孝	延岡市北川町長井5261番地2
理 事	甲 斐 京 子	延岡市北川町長井3660番地2
監 事	岩 佐 美 基	延岡市北川町長井 386番地6
監 事	萩 野 良 和	延岡市北川町長井3664番地
監 事	岩 佐 美 知 男	延岡市北川町長井1135番地

(任期：令和7年7月12日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 友 一 郎	延岡市北川町長井4009番地
理 事	岩 佐 正 文	延岡市北川町長井1137番地2
理 事	黒 木 清 旨	延岡市北川町長井 287番地8

理 事	小 田 匡 将	延岡市北川町長井 326番地
理 事	河 野 公 正	延岡市北川町長井4368番地
理 事	小 野 鉄 行	延岡市北川町長井3984番地1
理 事	黒 田 博 道	延岡市北川町長井5521番地
理 事	木 本 一 男	延岡市北川町長井5565番地84
理 事	黒 田 又 一	延岡市北川町長井5344番地
理 事	戸 上 誠 一	延岡市北川町長井5268番地1
監 事	岩 佐 美 基	延岡市北川町長井 386番地6
監 事	萩 野 良 和	延岡市北川町長井3664番地
監 事	甲 斐 富 雄	延岡市北川町長井5375番地

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和6年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
大 迫	宮崎市	ため池等整備事業 (危険ため池)	令和5年12月7日

漁業法（昭和24年法律第 267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を令和6年1月22日付けで次のとおり変更したので、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

令和6年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

くろまぐろ（小型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（漁業法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれこれらの表の右欄に掲げる数量とする。

くろまぐろ（小型魚）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
宮崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	11.9トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 (4月から6月まで)	1.6トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 (7月から9月まで)	0.6トン

宮崎県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (10月から12月まで)	0.9トン
宮崎県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (1月から3月まで)	3.5トン

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県東臼杵農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和6年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量 (UAVレーザ測量)
- 2 作業地域  
宮崎県延岡市石田町
- 3 作業期間  
令和6年1月9日から令和6年3月6日まで

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県東臼杵農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和6年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量 (基準点測量)
- 2 作業地域  
宮崎県延岡市北方町早日渡、早日渡周辺
- 3 作業期間  
令和6年1月10日から令和6年2月21日まで

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和6年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量 (電子基準点、地殻変動補正パラメータ)
- 2 作業地域  
宮崎県串間市大字西方
- 3 作業期間  
令和5年12月28日から令和6年1月15日まで

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西臼杵支庁長から次のとおり通知があった。

令和6年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量 (基準点測量、路線測量、TS等現地測量、水準測量

- 2 作業地域  
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸、向山、上野、田原
- 3 作業期間  
令和5年11月17日から令和6年3月31日まで

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県児湯農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量 (UAVレーザ測量、3級基準点測量)
- 2 作業地域  
宮崎県川南町大字川南
- 3 作業終了日  
令和5年12月22日

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
日向市
- 2 都市計画の種類及びその名称  
日向延岡新産業都市計画下水道  
日向市公共下水道
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県日向土木事務所

宅地建物取引業法 (昭和27年法律第 176号) 第65条第2項の規定による処分をしたので、同法第70条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 処分を受けた宅地建物取引業者
  - (1) 免許証番号 宮崎県知事 (8) 第3735号
  - (2) 商号又は名称 しおみつ不動産
  - (3) 代表者の氏名 塩満 義明
  - (4) 主たる事務所の所在地 都城市一万城町27号7番地
- 2 処分をした年月日  
令和6年1月22日
- 3 処分の内容  
業務停止24日間 (令和6年2月8日から同年3月2日まで)
- 4 適用条項  
宅地建物取引業法第35条第1項、同法第46条第2項及び同法第65条第2項第2号

宮崎海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和6年2月1日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉 田 照 豊

宮崎海区漁業調整委員会告示第 1 号

宮崎海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

宮崎海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成15年宮崎海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）の規定に基づく宮崎海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護等については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年2月10日宮崎県規則第2号）の規定の例による。	宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）の規定に基づく宮崎海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年2月10日宮崎県規則第2号）の規定の例による。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

雑 報

令和5年度行政書士試験の合格者について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により宮崎県知事から委任された令和5年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

令和6年2月1日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 多賀谷 一 照

8910006 8910008 8910009 8910019 8910021 8910022  
8910028 8910034 8910046 8910047 8910060 8910068  
8910069 8910075 8910076 8910085 8910089 8910090  
8910091 8910095 8910098 8910104 8910114 8910132  
8910154 8910156 8910158 8910163 8910166 8910186  
8910190 8910192 8910197 8910208 8910221 8910239  
8910266

以上37名